

4 医療制度

* 以下の医療制度は、あらかじめ登録や給付の申請が必要となります。また、障害の内容や程度、所得要件などにより該当とならない場合があります。詳しくは、各窓口へお尋ねください。

《小川町役場 健康福祉課 障害福祉担当が窓口の医療制度》

→窓口 電話 72-1221 FAX74-2341

メール ogawa107@town.saitama-ogawa.lg.jp

1. 自立支援医療（更生医療）の給付

18 歳以上の身体障害者手帳をお持ちの方が対象です。その障害の状態の軽減を図り、日常生活または社会生活を営むために必要な医療を指定自立支援医療機関で受けられます。（角膜手術、関節形成手術、外耳形成手術、心臓手術、血液透析療法、じん移植術、肝臓移植術後の抗免疫療法など）なお、所得により自己負担（原則 1 割）があります。

2. 自立支援医療（育成医療）の給付

18 歳未満の肢体不自由、視覚、聴覚、平衡機能障害、音声言語・そしゃく機能障害、内臓障害、または免疫機能障害のある児童が対象です。指定自立支援医療機関において必要な治療が受けられます。なお、扶養義務者の所得により自己負担（原則 1 割）があります。

3. 自立支援医療（精神通院）の給付

精神疾患を有する方が外来で医療を受ける場合、かかった医療費の一部を公費で負担する制度です。この制度を利用すると医療費の自己負担が 1 割になります。

4. 重度心身障害者医療費助成制度

病院等で診療を受けた場合、各種医療保険制度による医療費の一部負担額（附加給付、入院時食事療養標準負担額等を除く）を助成します。あらかじめ、登録申請が必要です。

* 登録時に所得審査を行い、基準額を超えた場合は支給停止となります。毎年 10 月 1 日を基準日として、所得審査と更新を行います。

（対象者）

1. 1 級、2 級、3 級の身体障害者手帳をお持ちの方
2. ㊤、A、B の療育手帳をお持ちの方
3. 精神障害者保健福祉手帳 1 級、2 級をお持ちの方
4. 65 歳～74 歳の方で、高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表各号に掲げる障害の

4 医療制度

状態にあると、埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方（14ページ参照）

＊65歳を過ぎて手帳取得となった方、生活保護受給者は対象外です。

5. 県立施設障害者歯科診療所の受診

一般の歯科診療所において治療が困難な障害者が専門的な治療等を受けられる施設として県内5か所に県立施設障害者歯科診療所が設置されています。（施設については54ページ参照）

（対象者） 身体障害者手帳または療育手帳所持者若しくは手帳は所持していないが同様の障害がある方。

（受診方法） 歯科医師から紹介状（診療情報提供書）の交付を受けた後、電話等により施設へ連絡し診療日を予約します。診療日には紹介状を持参の上、受診してください。紹介状をお持ちでない場合は、町で予約申込書を作成しますのでご相談ください。

6. 埼玉県障害者歯科相談医

地域における歯科診療の担当者として障害者等の歯科保健相談に応じ、口腔衛生指導管理や可能な範囲の歯科治療、予防措置等を行います。また必要に応じて専門歯科診療所への紹介及び専門歯科診療所からの受入れを行い、地域の障害者等歯科保健医療の推進に積極的に協力します。

○新井英夫医師（新井歯科医院）

小川町大塚 126

電話 73-2824 FAX73-2824

○渡部俊哉医師（わたなべ歯科医院）

小川町東小川 3-10-21

電話 72-3425 FAX72-3428

《小川町役場 健康福祉課 保健衛生担当が窓口の医療制度》

→窓口 電話 72-1221 FAX74-2341

メール ogawa120@town.saitama-ogawa.lg.jp

1. 寝たきり者歯科保健医療事業

在宅で寝たきり（おおむね15歳以上）又はこれに準ずる状態のために、通院が困難な方を対象に歯科医師・歯科衛生士等が訪問して歯科診療及び歯科保健指導等を行います。費用は保険診療ですので通常の自己負担があります。

《小川町役場 町民課が窓口の医療制度》

→窓口 電話 72-1221 FAX74-2920

メール ogawa126@town.saitama-ogawa.lg.jp

1. 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度へは、75 歳から加入になりますが、次に掲げる方については 65 歳から加入することができます。

- (対象者)
1. 身体障害者手帳 1 級・2 級・3 級をお持ちの方
 2. 身体障害者手帳 4 級をお持ちの方で、次のいずれかに該当される方
 - ・ 下肢障害 4 級 1 号（両下肢のすべての指を欠くもの）
 - ・ 下肢障害 4 級 3 号（1 下肢を下腿の 2 分の 1 以上で欠くもの）
 - ・ 下肢障害 4 級 4 号（1 下肢の機能の著しい障害）
 - ・ 音声機能または、言語機能の障害があるとき
 3. 療育手帳㊤・Aをお持ちの方
 4. 障害基礎年金 1 級・2 級の国民年金証書をお持ちの方
 5. 精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級をお持ちの方

上記の要件により後期高齢者医療制度に加入された方は、重度心身障害者医療費助成制度の対象となる場合があります。（1 2 ページ参照）

→窓口 後期高齢者医療担当

2. 特定疾病療養受療証の交付

次の 3 疾病の方は、申請により「特定疾病療養受療証」の交付を受けると、自己負担限度額

が月額 1 万円までになります。

- ①先天性血液凝固因子障害（血友病）
- ②人工透析が必要な慢性腎不全
- ③後天性免疫不全症候群（H I V 感染）

対象者 小川町国民健康保険または小川町で後期高齢者医療制度に加入の方

注 意 ・申請書には「医師の意見欄」がありますが、国民健康保険または後期高齢者医療制度に新規加入の際、従前の保険者から発行された有効な「受療証」を提示していただいた場合は、「医師の意見欄」は不要になります。

・②の人工透析を受けている国民健康保険に加入中の方で、70 歳未満の上位所得者は月額 2 万円までになります。なお、未申告者は判定ができないため住民税申告が必要です。

→窓口 国民健康保険担当

後期高齢者医療担当

《ココット 子育て支援課 子育て支援担当が窓口の医療制度》

→窓口 電話 81-6181 FAX81-6186

メール ogawa108@town.saitama-ogawa.lg.jp

1. こども医療費助成制度

18 歳年度末までの児童が病院等で診療を受けた場合、各種医療保険制度による医療費の一部負担額（高額療養費と附加給付を除く）を助成します。

2. ひとり親家庭等医療費助成制度

下記に該当する対象者が病院等で診療を受けた場合、各種医療保険制度による医療費の一部負担額（入院時食事療養標準負担額及び高額療養費と附加給付を除く）を助成します。（児童扶養手当に準じた所得制限があります。）

（対象者）18 歳年度末の児童を育てている

1. 母子家庭の母
2. 父子家庭の父
3. ご両親が共に亡くなっている場合等で、ご両親に代わって子どもを養育している家庭の養育者

（ただし、一定の障害をもつ児童に対しては、いずれも 20 歳未満）

また、父または母が重度の障害の状態にあるときも該当する場合があります。

3. 未熟児養育医療の給付

未熟児の正常な発育を図るため、主として出生体重 2,000 g 以下あるいは医師が入院治療を必要と認めた場合の未熟児に、1 歳になるまでを限度として入院の医療給付を行っています。指定医療機関に委託して給付しますので、子育て支援課にお問合せください。なお、扶養義務者の所得税額により、自己負担があります。

《埼玉県東松山保健所が窓口の医療制度》

→窓口 保健予防推進担当 住所 東松山市若松町 2-6-45

電話 22-0280 FAX 22-4251

1. 小児慢性特定疾患医療の給付

悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血友病等血液免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患にかかって治療している児童を対象として、医療費給付を行っています。（疾患により、対象とならない場合があります。）

2. 特定疾患医療給付

いわゆる難病のうち、特定疾患にかかって治療している者を対象とし、医療費の給付を行っています。